

## 館林都市計画区域区分の変更（群馬県決定）

館林都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### 2 人口フレーム

区 分	年 次	平成 1 7 年 ( 基 準 年 )	平成 2 7 年 ( 基 準 年 の 1 0 年 後 )
	都 市 計 画 区 域 内 人 口		145.6 千人
市 街 化 区 域 内 人 口		71.3 千人	1 68.1 千人
配 分 す る 人 口		-	72.2 千人
保 留 す る 人 口		-	2 0.0 千人
( 特 定 保 留 )		-	0.0 千人
( 一 般 保 留 )		-	2 0.0 千人

- 1 平成 27 年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口を想定しない。
- 2 広域都市計画圏の人口フレームによる。ただし、平成 27 年の広域都市計画圏市街化区域人口の想定が、同年の広域都市計画圏市街化区域内に配分する人口の想定を下回るため、保留する人口は「0.0 千人」と表示する。

### 理 由

既存工業団地である明和工業団地は、館林都市計画区域マスタープランにおいて、工業用地を拡張し、工業系の新市街地の形成を目指す「産業拠点」として位置付けられている。

今回、下記区域について群馬県企業局による工業団地造成の実施が確実になったことから、別添計画図表示のとおり、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入するものである。

### 記

#### 1 明和工業団地（西）地区：

面積 5.2ha（群馬県企業局による開発事業の実施が確実である区域）

## 館林都市計画区域区分の変更（群馬県決定）新旧対照表

館林都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### 2 人口フレーム

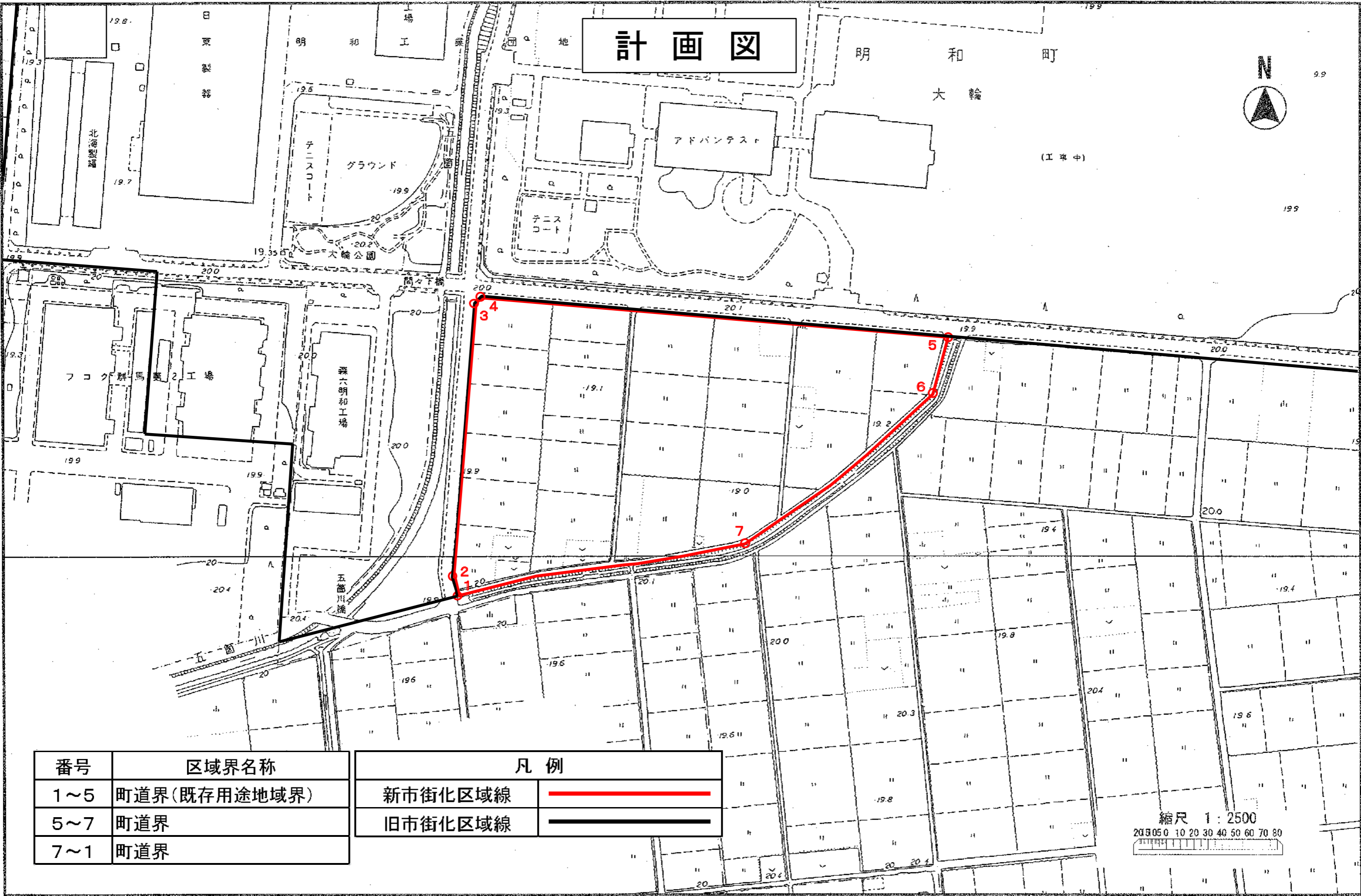
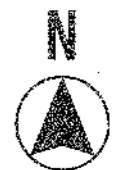
区 分	年 次	新		旧	
		平成 17 年 (基準年)	平成 27 年 (基準年)	平成 17 年 (基準年)	平成 27 年 (基準年)
都市計画区域内人口		145.6 千人	139.3 千人	145.6 千人	139.3 千人
市街化区域内人口		71.3 千人	※1 68.1 千人	71.3 千人	※1 68.1 千人
配分する人口		—	72.2 千人	—	72.2 千人
保留する人口		—	※2 0.0 千人	—	※2 0.0 千人
（特定保留）		—	0.0 千人	—	0.0 千人
（一般保留）		—	※2 0.0 千人	—	※2 0.0 千人

※1 平成 27 年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口を想定しない。

※2 広域都市計画圏の人口フレームによる。ただし、平成 27 年の広域都市計画圏市街化区域人口の想定が、同年の広域都市計画圏市街化区域内に配分する人口の想定を下回るため、保留する人口は「0.0 千人」と表示する。



# 計画図



番号	区域界名称
1~5	町道界(既存用途地域界)
5~7	町道界
7~1	町道界

凡例	
新市街化区域線	
旧市街化区域線	

縮尺 1 : 2500  
 0 10 20 30 40 50 60 70 80